

一、以書付申談知行方之事、以來共相違有間敷事。縱知行方御計策被遺候共、其方へ申談候知行方、某及御斷知行させ可申事。付、自然此調儀ほぐれ候はゞ、右如申談、於當國急度かゝえ可申候事。

一、秀吉様御判形、縱時日延候共、頂戴させ可申事。
一、其方居城以來共相違有間敷候事。付、其方法体之儀に候間、如此間私宅に可被居候事。

一、湯山か、守山か、兩所に一所可申談事。
右之條々若於僞者、上者梵天帝釋、下四天王、總日本國中大小神祇、取分愛宕、白山、八幡大菩薩、日光、月光、扱は氏神各御罰蒙、今生に而者白癩黑癩受、來世に而者無間可墮在者也。仍起請文如件。

天正十三年七月廿八日 前又左 利家 血判

菊右入道殿

同 十六郎殿 御宿所

態、令申候。仍今度手柄なる首尾、被令屬勝手御事、外開實儀施面目候。誠無比類、働共候。殊上之御人數賀州一國に充滿し、野山も不分躰候。聽而此表より押入、不移時

日可討果事、不可有程候。今日則關白様へも御注進申上候處に、不大形可爲御満足候。今朝其方へも爲禮可令申處、きほひに取紛延引候。何事も期面之時候。恐々謹言。

八月十二日 前又左 利家 判

菊右衛門入道殿

屋代 十六郎殿 御宿所

其後者念劇に付而無音、御床敷候。今度之錯亂如何見付候や。御家中にも端々申者有之儀に候。大形相究筋も御入候。貴老之儀者、前邊より不混自餘申談事に候間、此砌談合申度存候へども、彼方丈夫に質物等をも被遺置候由候間、結句者爲と存、不能其儀候。若御才覺にも可成子細候はゞ、御分別此節候。人々跡に御成候而者、如何与存事に候。態委不申入候。恐々謹言。

十一月八日 利家 判

菊右入道殿 御宿

以上四通共、皆天正十三年也。三州志韃毘餘考に云ふ。天正十三年越中射水郡阿尾城主菊池右衛門入道武勝、其男伊

豆安信より、富田治部左衛門景政のもとへ密使を以て、吾が公へ降り奉仕せん事を囑付す。景政即ち村井と胥議し、公へ献狀す。創業記、七國志に載之。一説には、菊池父子成政に恨ある旨、村井又兵衛傳聞し、家士小林屋後を以て菊池を引くに菊池誓言を献じ降るとあり。さて嫡子伊豆、慶長元年先父病死、其の家督の論有之。右衛門入道は城州紫野へ退去す。といへり。按ずるに、七國志に、菊池伊豆守武勝、同清十郎安信とあり。伊豆守は右衛門入道が事、清十郎は十六郎が事にて、後伊豆と呼べり。寶曆十四年舊蹟調書に、射水郡阿尾村古城跡菊池入道閑月居住之由申傳。とありて、入道後名を閑月と呼べる歟。菊池氏は長氏に次での家系なるが故に、其の家祖なる右衛門入道の傳をば爰に載す。

○遠月亭

此の亭は、菊池氏の邸内にある離亭也。此の亭もと葛巻昌興が自愛せし觀月亭なりしが、元祿六年に昌興能登國鹿嶋郡津向浦へ配流せられ、寶永二年遂に配所に没せしゆゑ、觀月亭も彼の舊邸に荒果て居たるを、菊池十六郎老名秋

涯、商人より買取りて我が苑中へ移し、名を遠月亭とせり。

觀月亭記

月は平常の形なし。日に隨つてみち、日に隨つて虧く。人世もまた斯のごとし。或は時を得勢ひに趨るものありと見しも、俄にその路を失ひ、或は其門葉繁榮賑ふといへども、其幸ひ遂に全き事能はず。是其節の有さま也。然れども野夫が如き、其ことはりを悟らず。喜を聞きては千歳の憶をなし、憂を聞きては我が身ひとつの事とす。寔に迷へる中の迷なるべし。早く心月を照らして明らかめずんばあるべからず。凡世に經歷する事、上世の賢人だも尙是を難しとす。況や濁世の下愚是を以て安しとせんや。やゝもすれば忘却して嗟嘆止む事なし。嗚呼月の曇ると晴るとと風雲に隨へり。人の榮衰は天命に任すらん。されば、今日を以て明日を謀る愚なりといはん。所詮觀桂月而感幽閑之旨趣。聽松風而解浮世之心緒にはしかじ。爰に近頃方丈の茅屋をいとなみ、仕途の暇暫く世塵を拂はんと、此に至りて古賢の跡を窺ひて、其の警むべき事を擧げて座の左右に銘じ、自らの慎とす。因りて月の盈虧を觀じ、世の浮沈を明らかむ